

(群馬県)

群馬県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金

昨今の物価上昇といった厳しい経営環境の中でも介護施設等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、介護サービスを円滑に継続するための対応や、災害備蓄等への対応に要する経費に対する補助を行います。

1. 補助対象事業

(1)訪問介護事業所	(13)小規模多機能型居宅介護事業所
(2)訪問入浴介護事業所	(14)認知症対応型共同生活介護事業所
(3)訪問看護事業所	(15)地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)
(4)訪問リハビリテーション事業所	(16)看護小規模多機能型居宅介護事業所
(5)通所介護事業所	(17)居宅介護支援事業所
(6)通所リハビリテーション事業所	(18)介護老人福祉施設
(7)特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	(19)介護老人保健施設
(8)福祉用具貸与事業所	(20)介護医療院
(9)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(21)地域密着型介護老人福祉施設
(10)夜間対応型訪問介護事業所	(22)短期入所生活介護事業所
(11)地域密着型通所介護事業所	(23)養護老人ホーム
(12)認知症対応型通所介護事業所	(24)軽費老人ホーム

ただし、次の(1)～(5)に該当する施設・事業所は補助の対象外です。

- (1)申請時点で指定を受けていない施設・事業所。
- (2)休止中の施設・事業所。ただし、申請時点で再開している施設・事業所は対象とする。
- (3)訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療機関のみなし指定事業所であって、令和7年9月から申請時点までに、介護保険での利用者がいない事業所。
- (4)空床利用型の短期入所生活介護。(本体施設の利用者数に含むものとする。)
- (5)各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)

2. 補助額及び基準単価

補助対象施設等ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を補助金額とします。
なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
※交付申請額の総額が予算額を超える場合は、補助金額を割り落とすことがあります。

基準単価		(千円)
1～4	訪問介護事業所	
1	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200/事業所
2	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300/事業所
3	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400/事業所
4	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500/事業所
5	訪問入浴介護事業所	200/事業所
6	訪問看護事業所	200/事業所

7	訪問リハビリテーション事業所	200/事業所
8~10 通所介護事業所		
8	1月あたり延べ利用者数 300人以下	200/事業所
9	1月あたり延べ利用者数 301人以上 600人以下	300/事業所
10	1月あたり延べ利用者数 601人以上	400/事業所
11	通所リハビリテーション事業所	200/事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200/事業所
13	福祉用具貸与事業所	200/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200/事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
22	居宅介護支援事業所	200/事業所
23	介護老人福祉施設	6/定員
24	介護老人保健施設	6/定員
25	介護医療院	6/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6/定員
27	短期入所生活介護事業所	6/定員
28	養護老人ホーム	6/定員
29	軽費老人ホーム	6/定員

3. 補助対象物品

(1)介護サービスを円滑に継続するための対応	(2)災害備蓄等への対応
<p>① 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所 燃料費、有料道路通行料、ネッククーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品</p> <p>② 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所 光熱水費、燃料費、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター</p>	<p>① 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 災害備蓄等用の、飲料水・食料品、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ</p>
<p>ただし、次の(1)~(3)は補助の対象外です。</p> <p>(1)単品で取得費用が30万円以上の物品</p> <p>(2)令和7年12月16日より前に購入した物品等</p> <p>(3)消費税額及び地方消費税額</p>	

4. 申請期間

令和8年4月13日(月)～5月31日(日) 期間厳守

5. 申請方法

申請は、次の HP 内の様式を作成の上、申請フォームからご提出ください。メールや郵送での受付はできません。

【県 HP】



※二次元コードが読み込めない場合は、次の URL から県 HP にアクセスしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/750801.html>

6. 留意事項

- ・申請日時点で補助要件を満たす施設が対象となります。
- ・申請書は、交付申請書と実績報告書を兼ねることになります。
- ・交付申請書兼実績報告は、法人または事業者単位で行ってください。

7. お問い合わせ先

群馬県介護・障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金及びサービス継続支援補助金事務局

電話 050-3515-7957

受付時間 9:00～17:00(平日のみ)